

令和2年9月24日
 関東管区行政評価局

 MIC Ministry of Internal Affairs
 and Communications

行政相談週間のおしらせ

—10月19日(月)～25日(日)は「行政相談週間」です—

困ったら 一人で悩まず 行政相談

- 行政相談は、行政に関する苦情、意見・要望を受け付け、その解決や実現を促進するとともに、行政の制度や運営の改善にいかしています。
- 総務省では、より多くの国民の皆様には行政相談制度を利用していただくために、毎年10月の一週間を「行政相談週間」とし、市町村など関係機関の協力を得て、行政相談所の開設等を集中的に実施しています。

令和2年度は以下の活動を実施いたします。

※いずれも新型コロナウイルス感染拡大状況により中止になることがあります。

1. 一日合同行政相談所

国の行政機関をはじめ、県や市、弁護士・税理士等が一堂に会し、何でもご相談をワンストップでお受けする一日合同行政相談所を、飯能市、さいたま市、熊谷市で開設します。相談は無料、**事前予約制**です。

名称	日時	場所	主な参加機関	予約開始日
飯能一日 合同行政相談所	10月1日(木) 13時00分～ 16時30分	飯能市市民活動 センター	法務局、労働局、埼 玉県、開催市、日本 年金機構、弁護士、 司法書士、税理士 ほか	9月14日(月) 8時30分～
さいたま一日 合同行政相談所	10月15日(木) 10時30分～ 16時00分	浦和コルソ 7階ホール	同上	10月1日(木) 10時00分～
熊谷一日 合同行政相談所	11月30日(月) 13時00分～ 16時30分	熊谷文化創造館 さくらめいと	同上	11月9日(月) 8時30分～

【問い合わせ・予約先】

総務省 関東管区行政評価局

行政苦情 110 番 (行政相談専用ダイヤル)

電話：0570-090110 または 048-601-1100

(愛称：行政相談きくみみ埼玉)

きくみみ埼玉



総務省行政相談センター

2. 総合行政相談所の特設相談

総合行政相談所は、国民の皆様が利用しやすいよう、デパートなどの商業施設に設置している相談所です。行政相談週間の関連行事として、常設の相談所を拡大し特別に弁護士などが参加する「特設相談」を開催します。相談は無料、予約不要です。

名称	日時	場所	主な参加機関
さいたま総合 行政相談所 特設行政相談	11月13日(金) 13時30分～ 18時00分	武蔵浦和駅南ビル マーレA館 1階入口	埼玉県マンション管理士会、 埼玉司法書士会、関東信越税 理士会埼玉県支部連合会、行 政相談委員、関東管区行政評 価局

3. 行政相談委員が実施する特設相談等

埼玉県内の行政相談委員（185名）が、それぞれの担当市町村において、各市町村や関係機関の協力を得て、特設相談や啓発活動を実施します。詳細は別添のとおりです。

相談活動の様子



【照会先】

総務省 関東管区行政評価局総務行政相談部

行政相談課 佐藤、下田

(電話) 048-600-2311

(FAX) 048-600-2335

令和2年度 市町村別行政相談週間行事計画表

別添

※新型コロナウイルスの感染拡大状況により、行事が中止、変更となる可能性があります。

ブロック	市町村名	行事名	開催日	開催時間	開催場所
さいたま	さいたま市(西区)	—	—	—	—
	さいたま市(北区)	—	—	—	—
	さいたま市(大宮区)	定例	10月9日(金)	9:00~12:00	大宮区役所
	さいたま市(見沼区)	—	—	—	—
	さいたま市(中央区)	定例	10月15日(木)	13:30~16:30	中央区役所
	さいたま市(桜区)	—	—	—	—
	さいたま市(浦和区)	定例	10月14日(水)	13:30~16:30	浦和区役所
	さいたま市(南区)	—	—	—	—
	さいたま市(緑区)	—	—	—	—
	さいたま市(岩槻区)	定例	10月20日(火)	9:00~12:00	岩槻区役所
	さいたま市	定例	10月19日(月)~24日(土)	10:00~16:00	武蔵浦和マール
川口	川口市	未定	—	—	—
	蕨市	定例	10月22日(木)	13:00~15:00	中央公民館
	戸田市	定例	10月15日(木)	10:00~12:00	戸田市役所
上尾	鴻巣市	定例	10月12日(月)	10:00~12:00	市役所本庁舎4階相談室
		特設	10月19日(月)	10:00~12:00	市役所本庁舎101会議室
	上尾市	定例	10月6日(火)	10:00~12:00	上尾市役所第3別館1階 市民相談室
	桶川市	定例	10月9日(金)	10:00~12:00	市役所3階相談室
	北本市	啓発活動及び特設	11月16日~11月20日いずれか1日	8:30~17:00	北本市役所 庁舎ホール
	伊奈町	定例	10月20日(火)	10:00~12:00	伊奈町役場内会議室
行田	行田市	特設	10月19日(月)	10:00~15:00	行田市商工センター201研修室
	加須市	定例	10月2日(金)	13:30~16:00	市民プラザかぞ
	羽生市	定例	10月21日(水)	9:00~12:00	羽生市役所101会議室
春日部	春日部市	定例	10月19日(月)	13:00~16:00	春日部市役所
		定例	10月21日(水)	13:00~16:00	庄和総合支所
	久喜市	定例	10月20日(火)	9:30~12:00 13:30~16:00	午前:栗橋総合支所、鷲宮総合支所 午後:久喜市役所、菖蒲総合支所
	蓮田市	定例	9月17日(木)	10:00~12:00	蓮田市役所
	幸手市	—	—	—	—
	白岡市	定例	10月20日(火)	10:00~12:00	市役所会議室401
	宮代町	定例	10月12日(月)	10:00~16:00	コミュニティセンター進修館 和室
	杉戸町	—	—	—	—

ブロック	市町村名	行事名	開催日	開催時間	開催場所
越谷	草加市	定例	10月9日(金)	13:30~16:00	草加市役所 本庁舎西棟1階 市民相談室
	越谷市	—	—	—	—
	八潮市	定例	10月16日(金)	13:20~16:00	八潮メセナ
	三郷市	定例	10月20日(火)	13:00~16:00	三郷市青少年ホーム
	吉川市	特設	10月22日(木)	13:30~16:00	市役所会議室
	松伏町	定例	10月7日(水)	13:00~16:00	松伏町役場第二庁舎 3階会議室
川越	川越市	未定	—	—	—
	所沢市	定例	10月2, 16日	10:00~12:00	所沢市役所市民相談課
		特設	10月9日(金)	10:00~16:00	所沢市役所市民ホール
	飯能市	一日合相 (局主催)	10月1日(木)	13:10~16:30	市民活動センター
	狭山市	啓発	10月15日(木)	10:00~12:00	市内各地区センターにリーフレット等設置
		定例	10月19日(月)	10:00~15:00	市役所 市民相談室
	入間市	特 設	10月15日(木)	10:00~15:00	入間市役所1階市民ギャラリー及び市民相談室
		啓発活動	11月23日(月)	10:00~11:00	農業まつり会場(入間市市民会館)
	富士見市	啓発活動	—	—	公共施設等窓口に啓発品を置いてもらう
	ふじみ野市	定例	10月28日(水)	10:00~12:00	ふじみ野市役所本庁舎2F
	坂戸市	定例	10月20日(火)	13:00~16:00	坂戸市役所
	鶴ヶ島市	特設	10月6日(火)	13:00~16:00	鶴ヶ島市役所 会議室
		定例	10月16日(金)	13:00~16:00	鶴ヶ島市役所 会議室
	日高市	定例	10月16日(金)	13:30~16:00	日高市生涯学習センター
	三芳町	定例	10月15日(木)	13:15~16:30	三芳町役場庁舎1階ロビー
	毛呂山町	—	—	—	—
越生町	—	—	—	—	
東松山	東松山市	特設	10月21日	10:00~11:30	平野市民活動センター
				13:30~15:00	高坂丘陵市民活動センター
	滑川町	定例	10月8日(木)	13:30~16:00	滑川町役場2階相談室
	嵐山町	定例	10月21日(水)	13:30~16:30	嵐山町役場
	小川町	—	—	—	—
	川島町	定例	10月12日(月)	13:00~15:00	川島町役場
	吉見町	定期	10月20日(火)	10:00~15:00	吉見町役場3F
	鳩山町	定例	10月19日(月)	13:00~15:00	役場305会議室
	ときがわ町	定例	10月13日(火)	13:30~16:00	家族相談支援センター
東秩父村	定例	10月16日(金)	13:00~15:00	東秩父村役場1階	
新座	朝霞市	—	—	—	—
	志木市	—	—	—	—
	和光市	—	—	—	—
	新座市	—	—	—	—

ブロック	市町村名	行事名	開催日	開催時間	開催場所
熊谷	熊谷市	—	—	—	—
	深谷市	定例	毎月第2・3木曜日	13:30～16:00	市役所相談室2-2
	寄居町	定例	10月1日、15日	9:00～12:00	寄居町役場401会議室
秩父	秩父市	定例	10月5日(月)	13:00～15:00	吉田総合支所
		定例	10月12日(月)	13:00～15:00	荒川総合支所
		定例	10月19日(月)	13:00～15:00	秩父市役所
		定例	10月26日(月)	13:00～15:00	大滝総合支所
	横瀬町	定例	10月15日(木)	13:00～15:00	横瀬町役場
	皆野町	定例	10月9日(金)	13:00～15:00	皆野町総合センター
		啓発活動、特設	10月25日(日)	9:00～10:00 10:00～12:00	皆野町役場おまつり広場
	長瀬町	定例	10月12日(月)	13:30～15:30	長瀬町役場3階小会議室1
	小鹿野町	定例	10月19日(月)	13:00～15:00	小鹿野文化センター
本庄	本庄市	定例	10月15日(木)	10:00～12:00 13:00～15:00	本庄市役所 市民相談室
	美里町	—	—	—	—
	神川町	—	—	—	—
	上里町	定例	10月1日(木)	13:30～16:00	上里町コミュニティセンター
		特設	10月15日(木)	13:30～16:00	上里町コミュニティセンター

(注) このほかにも行事を実施する場合がありますので、当局または各市町村にお問い合わせください。

<「行政相談委員」・「行政相談」とは>

総務省の行政相談は、行政についての苦情、その他相談や意見・要望をお聴きし、相談者と関係行政機関との間に立って、必要なあっせんを行い、その解決や実現を促進するとともに、国民の皆さまの声を行政の制度及び運営の改善に生かしています。

「行政について苦情がある」、「こうしてほしい」、「行政機関の説明や対応に納得できない」、「どこに相談したらよいかわからない」などということがあれば、行政相談をご利用ください（相談は無料です、秘密は厳守します）。

① 行政相談委員

全国の市町村には、総務大臣から委嘱された「行政相談委員」（全国で約 5 千人、埼玉県内には 185 人）が配置され、国民の皆さまの身近な相談相手として活躍しています。

行政相談委員は、それぞれの担当市町村において、定例の行政相談所を開設するほか、地域のイベント等における特設相談所、地域で活動する有識者等を対象とした行政相談懇談会、次代を担う児童・生徒・学生を対象とした行政相談出前教室の開催などを通じて、国民の皆さまから、行政に関する苦情や要望などをお聴きする活動をしています。



（特設行政相談所）



（行政相談懇談会）



（行政相談出前教室）

② 関東管区行政評価局

総務省は、各都道府県庁所在地に、管区行政評価局・行政評価事務所・行政監視行政相談センターを設置し、行政相談を受け付けています。埼玉県内では、「関東管区行政評価局」が相談を受け付けています。

来所のほか、電話、手紙、FAX、インターネットでも受け付けています。

総務省 関東管区行政評価局（首席行政相談官室）

〒330-9717 さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1号館（19階）

おこまりなら まるまる くじょー ひゃくとおぼん

電話：0570-090-110（全国共通番号） FAX：048-600-2336

インターネット：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html

このほか、令和2年度は、埼玉県内（飯能市10/1、さいたま市10/15、熊谷市11/30）において、国民の皆さまからさまざまなご相談をワンストップで受け付ける「一日合同行政相談所」（事前予約制）を、国の行政機関、地方公共団体などと合同で開設します（※）。

（※）コロナウイルス感染拡大状況により、中止になる場合がございます。



（一日合同行政相談所）

○ 関東管区行政評価局による主な改善事例

《令和元年度》

〈登記に係る申請手続きについて〉

【相談要旨】

新築の建物を建てたので、法務局に表示登記の申請を行ったところ、建築確認済証を提出するよう指示された。しかし、建築確認済証の一式は 10kg も重さがあり、容易に持って行くことが困難であり、郵送料金も高い。何らかの配慮をしてほしい。

【対応結果】

当局が法務局に連絡したところ、法務局職員が本件申請に係る建物の現地確認に行った際、相談者から建築確認済証を受け取り持ち帰ることとなり、相談者が郵送等で提出しなくてもよくなった。



〈相続放棄のための各種手続きについて〉

【相談要旨】

親族の死亡により相続人となったが、相続放棄をしたいと考えている。しかし、この親族の住民票登録地である市が必要な手続きを行わないため相続放棄の手続きが進められず困っている。

【対応結果】

当局が本件の市に連絡したところ、市、相談者及び関係者で調整が行われた結果、市により死亡届の提出及び戸籍の除籍手続きがなされた。これにより相続放棄に係る必要な書類を入手し、手続きを進めることができることとなった。



〈国道上に設置された道路標識を覆っている植物の除草について〉

【相談要旨】

国道の交差点付近の道路標識が2、3年前からツタ植物で覆われ見えなくなっているので、除草してほしい。

【対応結果】

当局が現地確認を行った結果、繁茂しているツタ植物の中には「駐車禁止」及び「追越しのための右側部分のみ出し通行禁止」の2種類の道路標識が固定された白いポールが設置されており、道路標識の視認は困難な状況であることが確認できた。

本件道路標識の設置場所の管理者である国道事務所に当局の現地確認結果を連絡したところ、同事務所が除草を実施し、道路標識が視認できるようになった。

〈 改善前 〉



〈 改善後 〉



○ 関東管区行政評価局による主な改善事例

《令和2年度》

〈離職票の発行について〉

【相談要旨】

3月末に退職したが、6月になっても離職票が発行されないため、失業給付金の受給手続きをすることができない。離職票を早く発行してほしい。

【対応結果】

当局がハローワークに連絡したところ、相談者の勤め先からハローワークに必要な書類が提出されていないことが分かった。このため、ハローワークが勤め先に書類を提出するよう督促し、離職票が間もなく交付されることとなった。



〈児童扶養手当の遡及適用について〉

【相談要旨】

2月末に現在の市に転入した際、児童扶養手当の申請をしようとしたところ、市職員から要件に該当しないと言われ、申請をいったん保留した。しかし、5月になってから、再度市に確認したところ、市職員に誤解があり、本来申請可能であったことが分かった。今から申請するにしても児童扶養手当の支給は6月分からとなってしまい納得できない。

【対応結果】

当局が市に連絡したところ、市は相談者と改めて面談し状況等を確認することとなった。この結果、2月末時点で既に児童扶養手当の申請者資格があり、当日転入届等の各種申請に市役所へ来所している状況が確認できたことなどから、遡っての申請を認められ、3月分から児童扶養手当が支給されることとなった。



○行政相談委員による主な改善事例

〈危険な樹木の伐採について〉

【相談要旨】

近所の子の棕の木が、通行の妨げになっているほか、電線に接触しており、危険なので、伐採してほしい。



【対応結果】

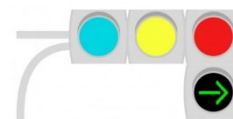
木の所有者は生活保護受給者であり、伐採する余裕がなかったため、委員が市に事情を説明し、伐採をお願いしたところ、市により速やかに木の伐採が行われた。



〈交差点信号機の改良について〉

【相談要旨】

周辺に道路が新設されたことなどに伴い自動車の交通量が増加した交差点の信号機に交通渋滞の緩和及び交通事故防止のため、右折の矢印信号機を設置してほしい。



【対応結果】

委員が現地を確認したところ、交通量が多く、右折待ちの自動車により交通渋滞が発生している状況が見られました。このため、管轄の警察署に出向き改善を依頼したところ、右折矢印信号機が設置されました。

